

これまでに審査委員より頂いたコメント等に対する回答

令和5年12月21日
原子力規制庁

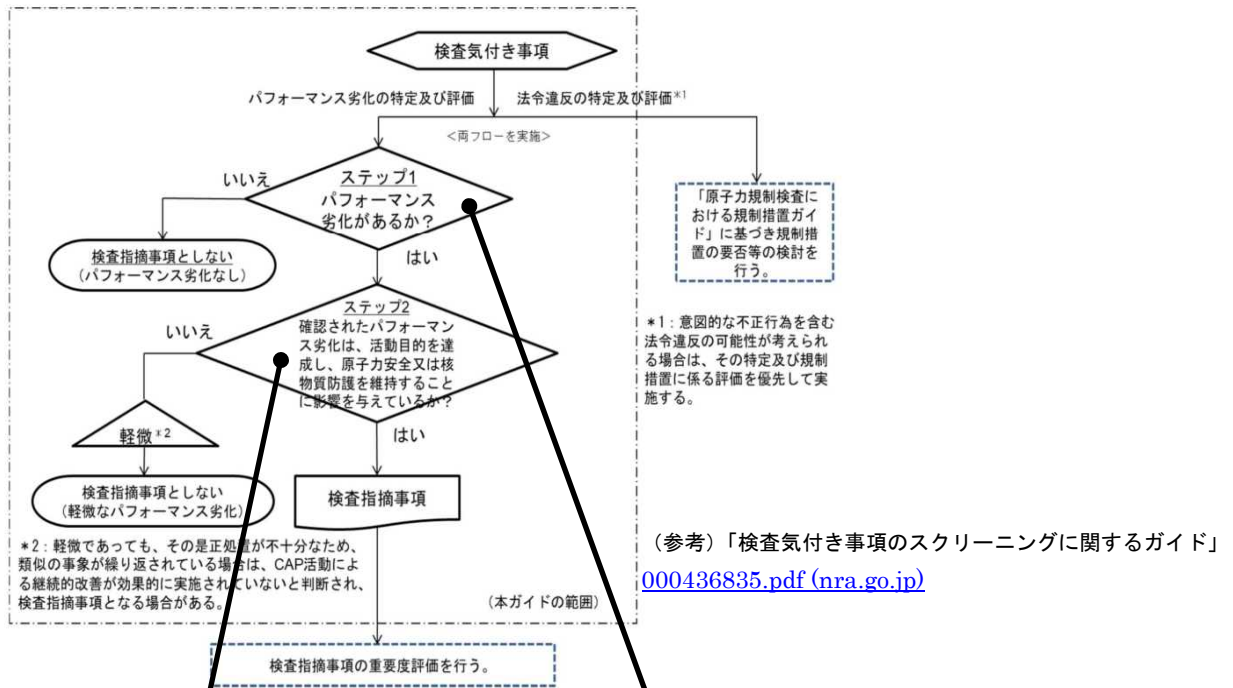
(1) 第14回原子炉安全基本部会・第8回核燃料安全基本部会に関するもの

15 炉基 9 燃基	委員名／所属審査会	山本会長／ 燃安審
審議会	14 炉基部会・8 燃基部会	
議題	1. 国内外で発生した事故・トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応について	
第60回技術情報検討会の資料60-2-21次スクリーニング結果(案) IR2022091/382「緊急時対応検査報告書と予備的白指摘事項」について、日本の検査制度では、「緊急時対応」のコーナーストーンを採用していない。日本で同様の事象が発生した場合、検査制度でどのように検出され、対応されるかご教示いただきたい。		

(回答)

第13回原子炉安全基本部会・第7回核燃料安全基本部会(令和5年4月26日)において、山本会長より同様なご質問を頂いており、その際、日本の検査について回答させていただいたところではありますが、我が国では、排気筒モニタや補助建屋排気筒モニタの性能劣化を事業者のコンディションレポートや検査官の巡視などで発見した場合には、「公衆に対する放射線安全」の監視領域に係る検査を行うこととなります。その結果、この監視領域の目的に悪影響を及ぼしていた場合、検査指摘事項となります。(別紙参照)

なお、日本の制度では、事業者が行う緊急時対応については、原子力災害対策特別措置法に基づいて事業者が定める原子力事業者防災業務計画に基づき実施されることとしており、内閣府原子力防災及び原子力規制庁は同計画による事業者の防災訓練の実施状況や防災資機材の整備状況について、同法の下でチェックを行っています。



原子力安全に係る重要度評価に関するガイド附属書4
公衆放射線安全に関する重要度評価ガイド等
で評価
[000436825.pdf \(nra.go.jp\)](http://000436825.pdf(nra.go.jp))

監視領域 (小分類)	放射線安全—公衆に対する放射線安全
目的	通常の商用原子炉の運転の結果として公衆の区域へ放出される放射性物質の被ばくから公衆の健康と安全を適切に守ることを確保すること。
属性	評価領域
プラント施設 /設備及び計 装	プロセス放射線モニタ (RMS) (改造、較正、信頼性、動作可能性)、放射線環境モニタリング設備、気象観測設備、輸送パッケージ、手順書 (設計/改造、設備計算、輸送パッケージ、計量ラボ)
プログラム及 びプロセス	手順書 (プロセス放射線モニタ及び放射線環境モニタリング、放出測定品質管理、運搬プログラム、放射性物質放出、気象プログラム、線量評価)、被ばく及び放射性核物質モニタリングと管理 (予測サイト外被ばく、異常な放出、国土交通省放射性物質輸送に係る線量制限、測定線量)
ヒューマン・ パフォーマン ス	トレーニング (技能者資格認定、放射線・化学技能者のパフォーマンス)